

関係資料集

- 参考資料 1 PCB 廃棄物処理対策の経緯について 1
- 参考資料 2 PCB 特措法の関係規定について 5
- 参考資料 3 ポリ塩化ビフェニル (PCB) に係る電気事業法の規定について 9
- 参考資料 4 業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について 13
- 参考資料 5 低濃度 PCB 廃棄物の処理推進状況 15
- 参考資料 6 ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について (通知) 17

PCB 廃棄物処理対策の経緯について

1. カネミ油症事件の発生

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和 43 年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和 47 年以降その製造が行われていない。

2. POPs 条約の発効

世界的にも、一部の PCB 使用地域から、全く使用していない地域（北極圏など）への汚染の拡大が報告された事などを背景として、国際的な規制の取り組みが始まり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）が平成 16 年 5 月に発効した。この条約では PCB に関し、平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分を求めており、我が国は平成 14 年 8 月にこの条約を締結している。

3. JESCO による処理体制の整備

既に製造された PCB の処理に向けて、民間主導による PCB 処理施設設置の動きが幾度かあったが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ 30 年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続いた。保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月 22 日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特別措置法）が公布され、同年 7 月 15 日から施行された。

法律の施行により、国が中心となって日本環境安全事業株式会社（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCO）を活用して、拠点的な処理施設を整備することとなり、平成 16 年の北九州事業の操業をはじめ、全国 5 箇所処理施設が整備された。

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定

PCB 廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の処分が義務づけられている。この期間は、法律の施行時には平成 28 年 7 月までと規定されていたが、法律の施行後に微量の PCB に汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、JESCO における処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月に政令が改正され、処理期間は平成 39 年 3 月末までとされた。

平成 26 年 6 月には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（計画上の当初の処理期限は全国一律で平成 28 年 3 月末）が変更され、JESCO の 5 つの PCB 処理事業所ごとに計画的処理完了期限等が定められ、最長でも平成 37 年度までに高濃度 PCB 廃棄物の処理を完了することになった。

PCB廃棄物処理対策の経緯について①

1954年(昭和29年)	PCBの国内製造開始(鐘淵化学工業、三菱モンサント化成)
1968年(昭和43年)	カネミ油症事件発生(PCBを原因とする食中毒事件)
1972年(昭和47年)	行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示

1973年(昭和48年) (財)電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始

電機機器メーカーが中心となって設置

- 焼却方式による施設の設置を目指す
(環境庁が高温焼却の実証試験)
- **焼却方式による処理施設**については、排ガス問題が忌避され、地元住民の理解が得られず

約30年間、処理施設立地が試みられるが、すべて失敗 (39戦39敗)

11,000台が紛失
(平成10年厚生省調査)

2001年 スtockホルム条約(POPs条約)
(平成40年までのPCB廃棄物処理)

2001(平成13年)	PCB廃棄物特別措置法の制定
	環境事業団法の改正 公害防止施設の建設譲渡事業等を行っていた同事業団の業務としてPCB処理事業を追加

環境省は、環境事業団(現 JESCO)を活用した、
「化学処理」による処理施設の整備に着手

PCB廃棄物処理対策の経緯について②

2001年(H13)	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定
	環境事業団法の改正

処理施設の整備に着手

2004年(H16)	日本環境安全事業株式会社(現、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO))の発足(環境事業団から引継ぎ)
------------	---

高圧トランス・コンデンサ等

微量PCB汚染廃電気機器等

2004年(H16)	JESCO北九州事業所の操業開始
2005年(H17)	JESCO豊田事業所、東京事業所の操業開始
2006年(H18)	JESCO大阪事業所の操業開始
2008年(H20)	JESCO北海道事業所の操業開始

2002年(H14)	微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明
2003年	低濃度PCB汚染物対策検討会
~2005年	
2007年	中央環境審議会 微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会
~2009年(H21)	無害化処理認定制度にPCB処理を追加
2010年(H22)	無害化処理認定制度に基づく大臣認定(第1号) (平成27年7月現在24件)

環境省が焼却実証試験

安定器等・汚染物

2009年(H21)	JESCO北九州事業所のプラズマ溶融炉操業開始
2013(H25)	JESCO北海道事業所のプラズマ溶融炉操業開始

PCB廃棄物処理対策の経緯について③

PCB特措法附則第2条

政府は、この法律の施行(平成13年)後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2011年(H23)	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 PCB特措法の施行後10年を経過したことを踏まえ、廃棄物の処理の現状を把握した上で、今後のPCB廃棄物の適正処理の推進策を検討するために開催
2012年(H24) 8月	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書 「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」取りまとめ <ul style="list-style-type: none">● 関係者が最大限努力を図った場合に、PCB廃棄物全体の処理完了が見込まれる期限まで延長● 処理に最も時間がかかるのは、微量PCB汚染廃電気機器等● 少なくともストックホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようにすべき(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)● JESCOの事業所ごとの操業期間は、地元地域の理解を得ながら、さらに詳細を検討する必要
2012年(H24) 12月	PCB特措法の政令で定める期間を平成39年3月31日まで延長
2013年(H25) 10月～11月	JESCO処理施設の関係自治体に対し、PCB廃棄物処理基本計画の変更に関する検討要請
2014年(H26) 5月	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、基本計画変更(案)了承
2014年(H26) 6月	PCB廃棄物処理基本計画変更

PCB 特措法の関係規定について

1. 期限内処理とその担保措置について

【PCB 特措法】

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

(期間内の処分)

第 10 条 事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

(改善命令)

第 16 条 環境大臣又は都道府県知事は、事業者が第 10 条の規定に違反した場合において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

【PCB 特措法施行令】

(処分の期間)

第 3 条 法第 10 条の政令で定める期間は、法の施行の日から平成 39 年 3 月 31 日までとする。

2. PCB 使用製品に係る措置について

【PCB 特措法】

(ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置)

第 13 条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を使用する事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について都道府県等が当該製品を使用する事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

3. 報告徴収、立入検査について

【PCB 特措法】

(報告の徴収)

第17条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査等)

第18条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4. 保管等の状況の届出について

【PCB 特措法】

(保管等の届出)

第8条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分（再生することを含む。第19条第2項を除き、以下同じ。）する者（以下「事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

【PCB 特措法施行規則】

(保管等の状況の届出)

第5条 法第8条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量並びに保管又は処分の状況
- 四 事業者にあつては、次に掲げる事項

イ 資本金の額又は出資の総額

ロ 常時使用する従業員の数

ハ 当該保管に係る事業の属する業種の種別

ニ 法人にあつては、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人がある場合には、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに資本金の額又は出資の総額

五 前各号に規定するもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項

2～5 (略)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）に係る電気事業法の規定について

1. 経緯

- (1) PCB は、高い毒性を持つことから、昭和 48 年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により生産等が原則禁止され、昭和 51 年からは電気事業法においても PCB 電気工作物を新規に施設することが禁止されている。
- (2) 昭和 51 年当時に既に設置されていた電気設備については適切な管理の下で引き続き使用することが認められているが、施設後 25 年以上を経過しても依然として相当量の PCB 電気工作物が使用されており、設備の経年劣化も懸念されている。
- (3) このため、平成 13 年に PCB 特別措置法が制定されたことと併せて、同年 10 月 15 日に電気事業法電気関係報告規則が改正され、PCB 電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について各経済産業局等に対し届け出ることが義務付けられた。
- (4) 平成 14 年 7 月、(社)日本電機工業会より、一部の変圧器等の電気機械器具に使用される絶縁油に微量の PCB が混入している可能性が完全には否定できない旨、経済産業省へ報告された。このことを踏まえ、当該電気機械器具の電気事業法上の対応に関し、「微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）混入の可能性が否定できない変圧器等電気機械器具に係る対応について」(平成 14・07・11 原院第 1 号 NISA-237a-02-1) を定め、設置者に対し通知し、微量であっても PCB の含有が判明した場合には、電気関係報告規則に基づき届け出をを求めることとした。
- (5) 平成 16 年 4 月 1 日より電気関係報告規則を一部改正し、使用している又は予備として保管している電気機械器具において新たに PCB の含有（微量なものを含む）が判明した場合、遅滞なく届け出ることとした。

(経済産業省 HP「(参考) ポリ塩化ビフェニル（PCB）に係る制度について」)(抜粋)

2. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の制度概要

(1) 電気事業法に基づく届出制度

(保安規程)

第 42 条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用(第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事)の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

- 2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

※ 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条の規定により、保安規程の内容として、例えば以下の項目を記載することとなっている。

- ・ 電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- ・ 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ・ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視・点検及び検査に関すること。
- ・ 電気工作物の運転又は操作に関すること。
- ・ 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- ・ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ・ その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

（報告の徴収）

第106条（略）

2（略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

5～7（略）

※ 同条に基づく電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条においては、PCBを使用するトランスやコンデンサについて、使用の判明・廃止時及び届出内容の変更時に、経済産業大臣への届出義務を課している一方、PCB特措法と異なり毎年度の届出までは求められていない。なお、柱上変圧器を有する場合は当該規則第2条において使用状況調査年報の提出が求められている。

(2) 電気事業法第 40 条及び第 56 条に基づく技術基準適合命令

(事業用電気工作物の維持)

第 39 条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準^{*}に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二 事業用電気工作物は、他の電气的設備その他の物件の機能に電气的又は磁气的な障害を与えないようにすること。

三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

※ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 19 条第 14 項において PCB を使用した電気工作物は電路に施設してはならないとされている。ただし、当該省令の附則において、「この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による」とされ、引き続き使用が可能となっている。（上記の記載のうち「この省令の施行の際」とは、昭和 51 年を指す。）

(技術基準適合命令)

第 40 条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第 1 項の主務省令で定める技術基準^{*}に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

(技術基準適合命令)

第 56 条 経済産業大臣は、一般用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準^{*}に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 第 39 条第 2 項（第 3 号及び第 4 号を除く。）の規定は、前項の経済産業省令に準用する。

業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故
に関する対策について

（平成12年11月28日）
閣議了解

業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器については、昭和47年に製造が中止されているが、現在でも一部の施設において使用が続けられている実態がある。

こうした状況の中、先般、八王子市等の小学校で蛍光灯の耐用年数を過ぎたPCB使用安定器が破裂し、PCB絶縁油が小学生の身体に付着するという事件が発生した。

こうした事件は、国民の健康を保持するのみならず、環境汚染を防止する上で見過ごすことのできない事態であることから、政府は、以下の措置を講じるものとする。

1. 今回の事故における事態の緊急性、重要性にかんがみ、使用中の業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器について、原則として平成13年度末までにその交換を終える等、別紙のとおり緊急の安全対策を講じることとする。
2. 環境中に蓄積し人体に有害なPCBを含有する廃棄物について、抜本的な処理方策の確立に取り組んでいくこととする。

別紙

業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器に係る 安全対策について

1. 各省庁は、その所掌事務に係る施設・事務所・事業所（以下「施設等」という。）における使用中のPCB使用安定器を用いている業務用・施設用照明器具について、以下の措置を講じる。
 - ①自ら管理する施設等について、PCB使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を実施する。
 - ②補助金の交付等を行っている施設等（③の施設等を除く。）について、PCB使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう設置者に対し要請する。
 - ③地方公共団体の管理する施設等について、PCB使用安定器の使用・保管実態を調査し、原則として平成13年度末までに交換を終える等の対策を講じるよう地方公共団体に対し周知する。
 - ④その他の施設等について、各々実態把握に努め、交換する等の対策を講じるよう周知する。
2. 各省庁は、1. の措置を講じた場合の保管者に対し、取り外されたPCB使用安定器の厳重な保管が徹底されるよう周知する。
3. 環境庁、厚生省及び通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省及び環境省）は、PCB使用安定器に係る業務用・施設用照明器具の範囲及びその安全対策並びに保管の方法等に関し、ホームページ等を活用して広く情報を提供するとともに、通商産業省（平成13年1月6日以後は、経済産業省）は、関係業界に対し、安全対策等の円滑な実施に必要な情報提供等の協力を要請する。

無害化処理認定業者は26業者（10月16日現在）に達し、今後も増加見込み

事業者名	設置場所	処理方式	廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物
財団法人愛媛県廃棄物処理センター	愛媛県	焼却	○	○	○
光和精鉱株式会社	北九州市	焼却	○	○	○
株式会社クレハ環境	いわき市	焼却	○		○
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都	焼却	○		
エコシステム秋田株式会社	秋田県	焼却	○		
神戸環境クリエート株式会社	神戸市	焼却	○		○
株式会社富山環境整備	富山市	焼却	○	○	○
株式会社富士クリーン	香川県	焼却	○	○	○
関電ジオレ株式会社	尼崎市	焼却	○		
三光株式会社	鳥取県	焼却	○	○	○
杉田建材株式会社	千葉県	焼却	○	○	○
JFE環境株式会社	横浜市	焼却	○		○
群桐エコロ株式会社	群馬県	焼却	○		○
環境開発株式会社	金沢市	焼却	○		○
オオノ開発株式会社	愛媛県	焼却	○	○	○
JX金属苫小牧ケミカル株式会社	北海道	焼却	○	○	○
株式会社かんでんエンジニアリング	京都市、大阪府、神戸市	洗浄		○	
株式会社GE	堺市	焼却	○		○
ユナイテッド計画株式会社	秋田市	焼却	○	○	○
エコシステム小坂株式会社	秋田県	焼却			○
中部環境ソリューション合同会社	愛知県	洗浄		○	
株式会社神鋼環境ソリューション	神戸市	洗浄		○	
北電テクノサービス株式会社	富山県、福井県	洗浄		○	
ゼロ・ジャパン株式会社	愛知県	分解・洗浄	○	○	
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市	焼却			○
中国電機製造株式会社	岡山県倉敷市	洗浄		○	

低濃度PCB廃棄物の処理推進状況②

合理的な処理方策の検討

次の事項について、「微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会」を開催し、学識者及び関係事業者団体等の助言を得つつ、検討を行っているところ

○ 課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築

平成27年3月に、電気保安及び環境保全を確保した具体的な洗浄手順を示した「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」を策定・公表

○ 絶縁油の抜油後の筐体（容器）についての安全かつ合理的な処理方策

その他の技術的知見の取りまとめ

○ 平成26年9月に、学識者の助言を得つつ、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」を策定・公表

○ 平成27年1月に、学識者の助言を得つつ、「搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法」を策定・公表

環廃産発第 15100110 号
平成 27 年 10 月 1 日

各都道府県知事・各政令市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器について（通知）

公共施設における業務用・施設用照明器具のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された安定器については、「業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について」（平成 12 年 12 月 13 日付け生衛発第 1798 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）において、原則として平成 13 年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう、周知されてきたところである。

また、平成 26 年 10 月 16 日付け環廃産発第 1410162 号「ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器の破裂事故について（通知）」により、PCB 使用安定器の交換が行われていない場合には、速やかに交換を行うことについて、改めて周知・指導を徹底するよう依頼したところである。

しかしながら、本年 8 月に静岡県内の高等学校において、別添のとおり、未だ交換されていない PCB 使用安定器が液漏れする事故が発生した。

本件は過去に調査を行って、PCB 使用安定器がないことを確認したはずの施設で発生したものであることから、当該安定器が過去の調査では補足されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

その結果、当該安定器の交換が行われていない場合は、速やかに交換を行うことについて改めて周知・指導を徹底していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

提供日 2015/09/28
 タイトル PCB使用照明器具の判明について
 担当 教育委員会事務局 財務課
 連絡先 施設担当
 TEL 054-221-3116



Shizuoka Prefecture

1 趣旨

平成27年8月27日(木)、富士宮東高校において調理室蛍光灯の安定器からの液漏れを発見した。
 製造年からPCB含有の危険性があるため、専門機関に成分分析を依頼したところ、平成27年9月17日(木)にPCB使用安定器を使用している照明器具であることが判明した。
 このため、学校内のすべての照明器具を総点検したところ、PCBを使用した安定器が、調理室を含め52台判明したため、速やかに安定器を撤去し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13に定められている特別管理産業廃棄物保管基準に従い適正に保管している。
 なお、漏れ出た液体に生徒、職員とも接することはなく健康被害はない。

2 PCB使用安定器の内訳

場 所		数量 (台)	照明器具
棟 名	室 名		
特別教室棟	調理室・生物室・被服室・物理室・美術室	10	蛍光灯 40W×1
	図書室・介護実習準備室・準備室(更衣室)・介護実習室(1)・リネン室	16	蛍光灯 40W×3
管理・普通教室棟	普通教室3・4F	23	蛍光灯 40W×1
	展望台(ペントハウス)	2	蛍光灯 40W×2
屋内運動場	器具庫	1	蛍光灯 40W×2
合 計		52	

3 今後の対応

平成16年度の調査による対応をもって、PCB安定器を使用したすべての照明器具の取替えを完了したとしていたが、今回の状況を踏まえ、県立学校、教育機関を対象として速やかに再調査を実施する。

※PCB(ポリ塩化ビフェニル)

絶縁性が高く電気的特性に優れていることから、電気機器の絶縁油としてのトランスやコンデンサに使用されていたが、人体への影響等の問題が指摘され、昭和47年以降その製造は中止されている。

※安定器

放電を安定させる電気装置

PCB使用安定器:昭和32年1月から昭和47年8月まで製造
 昭和47年9月から製造販売を中止